

マイナンバー制度についてのお知らせ

平成28年1月からマイナンバー制度の開始に伴い、介護保険の手続にかかる申請書などにマイナンバーの記載が必要になりました。

マイナンバーが必要な手続では、マイナンバーを使った成りすまし等の不正行為を防止するために、本人確認の実施が義務づけられています。

そのため、介護保険の手続の際には

- ① 被保険者本人のマイナンバーを確認できる書類（番号確認書類）
 - ② 被保険者本人又は代理人の身元を確認できる書類（身元確認書類）
- が必要になります。

●被保険者本人による申請の場合●

- ① 被保険者本人のマイナンバーを確認できる書類（写し（コピー）でも可）

- ・ 個人番号カード
- ・ 通知カード

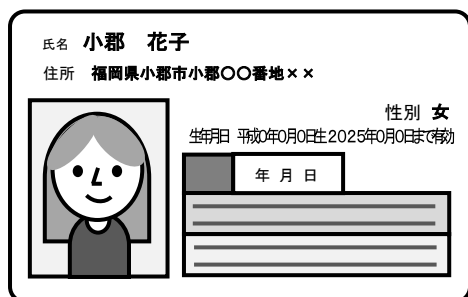
- ② 被保険者本人の身元を確認できる書類

- ・ 個人番号カード
- ・ 運転免許証
- ・ 身体障がい者手帳 など

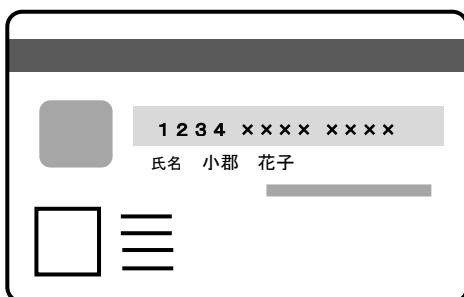
※顔写真がない書類（介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、健康保険被保険者証や年金手帳等）の場合は、2点必要です。

※被保険者本人が自身の個人番号がわからず申請書等へのマイナンバーの記載が難しい場合は、マイナンバーを記載せずに申請を行ってください。マイナンバーの記載がない場合は、①及び②の書類は不要です。

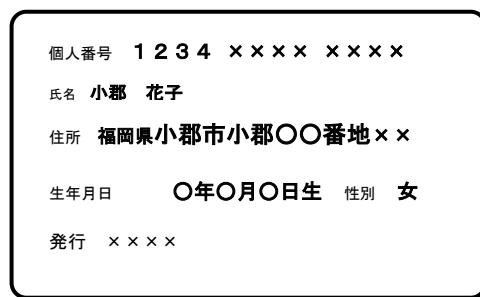
【個人番号カード・通知カード見本】



↑個人番号カード(表)の見本



↑個人番号カード(裏)の見本



↑通知カードの見本

裏面もご覧ください

●代理人による申請の場合●

被保険者本人以外による申請の場合、以下の3つを確認する必要があります。

① 被保険者本人のマイナンバーを確認できる書類（写し（コピー）でも可）

- ・ 個人番号カード
- ・ 通知カード

② 代理人の身元を確認できる書類

- ・ 個人番号カード
- ・ 運転免許証
- ・ 居宅介護支援専門員証 など

※顔写真がない書類（介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、健康保険被保険者証や年金手帳等）の場合は、2点必要です。

③ 代理権を確認できる書類

- ・ 法定代理人（成年後見人等）の場合は登記事項証明書その他の資格を証明する書類
- ・ 任意代理人（法定代理人以外（配偶者や子など））の場合は委任状

※上記書類の提示が困難な場合は、被保険者本人の介護保険被保険者証、健康保険被保険者証など、官公署等から本人に対して1通のみ発行・発給された証明書や手帳などで確認します。

※被保険者本人の心身の機能や判断能力の著しい低下などにより、代理権の授与が困難である場合は、マイナンバーを記載せずに申請を行ってください。マイナンバーの記載がない場合は、①～③の書類は不要です。

●郵送による申請の場合●

① 被保険者本人のマイナンバーを確認できる書類の写し（コピー）

② 被保険者本人又は代理人の身元を確認できる書類の写し（コピー）

③ 代理人による申請の場合は、代理権の確認ができる書類

上記①～③の書類をすべて同封のうえ、小郡市長寿支援課までご郵送ください。

※郵送で提出される場合の郵便事故に関しては、責任を負いかねますので、心配な場合は「簡易書留」や「特定記録郵便」等のご利用をお勧めします。詳しくは郵便局にご確認ください。

※個人情報の取扱いについて

提出いただいたマイナンバーを含む個人情報については、適切に管理するとともに、マイナンバー利用事務目的以外での利用はいたしません。

※ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

○お問い合わせ先
小郡市 長寿支援課 介護保険係
〒838-0198 小郡市小郡255番地1
電話：72-2111（内線452、453）